

印西市犯罪被害者等支援条例（案）の修正について
ご審議いただだく条例案でございます。詳細については、第2回協
議会においてご説明いたしますが、前回の条例案を修正した点は、
以下のとおりです。

1 条文の順番を入れ替えました。

第6条以降の具体的な施策について、①相談及び情報の提供等、
②見舞金の支給、③転居費用の助成、④市民等の理解の推進、⑤民
間支援団体等への支援の順でしたが、①、④、⑤、②、③に入れ替
えました。お金に関する支援策を後ろに移して整理しました。

2 目的の冒頭の書き出しを変更しました。

前回の条例案の目的の中で「自らの責めに帰すべき事情…障害
が残った市民（以下、「犯罪被害者等」という。）への支援」を「市
における犯罪被害者等の支援」に変更しました。

3 用語の意義を増やしました。

4 「市民の責務」の中に事業者を加えました。

犯罪等による精神的な被害や刑事手続きによる負担について事
業者の理解が得られないと、雇用関係を維持することが困難にな
ることから加えました。

5 民間支援団体を広く捉える文言を加えました。

「その他の犯罪被害者等の支援に関するもの」を加えて、今後活動を始める団体に限らず個人の活動にも広く働き掛け、情報提供や支援を行います。

以上